

多度津町農業委員会議事録

令和4年8月19日午前8時55分より午前9時20分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 青年等就農計画認定申請について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（1名）

5番委員

横關幹夫

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	植松 肇
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

事務局長 それでは、時間少し早いですけど、皆様おそろいになりましたので始めさせていただきますと思います。

おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、横關委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は、農業委員14名中13名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。

議長 失礼します。

それでは、いつものとおり最初に私のほうから本日の署名委員さんのご指名をさせていただきたいと思います。

12番の篠原委員さん、それから13番の西山委員さん、よろしくお願いたします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を斯波委員さんのほうからよろしくお願いたします。

斯波委員 昨日、議案第2号のほうの現地確認に参りました。特に問題はないようですので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまご報告をいただきましたけども、これにつきまして何かございましたらよろしくお願いたします。

(なし の声あり)

特にないようですので、議案のほうに入らせていただきたいと思います。

それでは、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及

び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号4番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番から4番につきましては、香川県農地機構を通じて貸借していたものを解約しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、この点につきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

8番委員

すいません、ちょっとお聞きしたいのですが、営農法人が規模縮小するという、その理由というのを教えていただければ。

議長

地元の都合、もしくは一般的なものとして。

事務局

一般的な理由としては、構成員の減少とか、体調不良で農業ができないとなったときに、面積を少し減らすという意味で規模縮小というのはあり得ると思います。

8番委員

耕作員が高齢化、病気とかで維持できなくなる。

事務局

そうですね。抜けることもあるかと思しますので、そういった場合には規模縮小となります。

8番委員

でも、返されたほうは、ちょっと大変ですよ。返された人。

議長

規模縮小、例えば営農集団さんの借手のほうの理由で解約する場合と、逆の貸手の理由で解約する場合のパターンと両方あると思います。過去にも出てきた事例では、やっぱり転用関係で、家が建つとかのところで解約する場合がありますし、理由については様々な理由があると思います。

8番委員

あまりにも、ちょっと面積的に多く解約するものでしたから。

議長

もし回答できる範囲でかまいませんので、今回の構成員として、お話することがありましたら。

14番委員

先ほどもお話があったように、構成員の中で高齢のため作業できないといった人と、あと体調不良で退会というか脱退というか、そういうのがあった。そういう方が今回解約の農地を受け持っていた。もうほかの構成員も手一杯なので、やむなく。それで、所有者のほうにも説明をして了解をいただきました。

13番委員

解約された土地はどうなるのか。

事務局 一旦機構に戻ることにあります。

1 4 番委員 管理を別の営農団体へ委託するとか。

議長 その点につきましては機構が担当している。2年間のはず。

事務局 そうです。2年間は借手を探して、かつ管理も機構がしますので、それが過ぎたら所有者に戻りますけど、今の時点では機構が預かっている状態です。

1 3 番委員 当分は、機構が管理するということ。

事務局 見つかるまでは、2年間は管理義務があるので、草刈りとかも行うということでお伺いしております。

議長 そういうことでよろしいですか。

8 番委員 ということは、後継者がもういないということになるのでしょうか。若手がいない。

議長 理由はいろいろあると思うのですけれども、よろしいですか。ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということでご理解いただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号 非農地証明願について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。

【議案第2号番号1番について、議案を基に朗読】

現地を確認したところ、自宅敷地の一部となっており、農地として利用することは困難な状態であり、今回の申請内容のとおり非農地であると考えられます。

以上、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明ありましたけども、これにつきましてはのご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

推6番委員 宅地で申請はしないのですか。

事務局 現状田で、課税地目は宅地となっております。いわゆる庭先の一部が田のまま残っていたような今回の申請になっておりますので、今回の非農地をもって宅地化する予定となっております。

推6番委員 非農地化して宅地にしないと駄目ということ。

事務局 今回、家を建て替えるに当たって、建物の一部がかかってくると
いうことで、建築確認の許可が降りないということで今回の申請にな
っています。

推6番委員 農地転用の申請というのはいらないのですか。

事務局 その点は、県のほうに確認しました。いわゆる農家の庭先で残って
いるような田とか畑について、まず非農地証明の是非を確認した上
で、常識的に考えてもう宅地の一部というようなものについては、も
う非農地証明でやりなさいという指導を受けております。

推6番委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ほかにないようですので、議案第2号につきまして承認することに
ご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号を承認
といたします。

続きまして、議案第3号 青年等就農計画認定申請について、を議
題といたします。

説明をお願いします。

事務局 議案第3号 青年等就農計画認定申請について。

こちらは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定によ
り、提出されました申請に対し、農業委員会からの意見を求められて
おります。

【議案第3号番号1番について、議案を基に朗読】

以上、申請内容についてご意見をお伺いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたけども、これにつきまして何かご意見
ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見ないというふうなことで、農業委員会の意見として異議
なしということで処理いたしたいと思っております。

それでは、議案のほうは以上ですけども、事務局よりその他につい
てご報告よろしくをお願いいたします。

事務局長 事務局より3点ご報告させていただきます。

初めに1点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、8月26日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして2点目、利用権設定の更新通知について報告をお願いします。

事務局 多度津町農業経営基盤強化促進基本構想により、多度津町は6月、11月、12月に農用地利用集積計画を定めることとなっており、利用権の設定を行おうとする人は申出書と計画書を町に提出していただくことになります。

10月31日と11月30日で利用権設定が終了する所有者及び借受人の方に、8月8日付で更新通知書の案内文書を送付しております。既に機構との相談を行っている方には、送付はしておりません。

提出期限につきましては、10月31日に契約が終了するものについては9月22日までに、11月30日に契約が終了するものについては10月24日までに提出をお願いしております。委員の皆様のところへ相談等がありましたら、ご対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして3点目、8月受付分農振除外申出書について報告をお願いします。

事務局 3点目、8月申請分の農振除外変更届につきまして、お手元にお配りしております変更等理由書の総括表をご覧ください。

8月の受付につきましては、5件の申請がありました。欄外に譲渡し人と譲受人の氏名を記入しております。2か月後の10月以降に農地転用の申請があると思われますので、よろしくお願いいたします。

申し訳ありません。1点修正をお願いいたします。

次のページに、農振除外位置図をつけております。こちらの番号2番、番号3番で「非農家の自己住宅と分家住宅」と記載しておりますが、正しくは2番が「分家住宅」、3番が「非農家の自己住宅」となります。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

農振除外については以上になります。

事務局長

その他報告については以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまその他の事項につきまして説明がありましたけども、これについて何かご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

先ほどの利用権設定の中で期限が切れる場合、所有者と貸付人と両方に案内が行くと言っていたが。

事務局

通知は、更新通知の文書は両方にお送りしております。申請書については、土地所有者の方にお送りしています。

議長

分かりました。

その他のことにつきまして何かありますか。

2番委員

3番、1枚の田んぼを分筆して、この分397だけ農振除外ですよね。

事務局

はい、そうです。1枚の田んぼを分筆予定になっています。予定地番等がまだ決まっていないので、こういう書きぶりになっています。

2番委員

いや、田全体で農振除外をしておけば、残地もすぐに転用できるでしょう。

事務局

そうですけど、使うところだけですね。基本的に、非農家の自己住宅とかの場合は500平米未満とか、ある程度縛りがありますので、利用するところだけを除外かけるという形になっています。県からも、もし除外計画のほうで変更があった場合、例えば300平米で除外の申請をしていたけど、結局200しか使わなかった場合、100戻しなさいっていう指導も受けていますので、利用するところだけを除外するというような形になります。

議長

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、最後に事務局、来月の予定についてご報告をお願いします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

9月の小委員会は、15日木曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。当番委員は7番矢野委員、推進委員は2番眞鍋委員にお願いしたいと思います。

定例会は、16日金曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。署名委員は14番細川委員、4番三野委員、5番横關委員のうち

2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、定例会の議題につきましては一通り終わったわけでございますけれども、最後に全体にわたりまして何かありましたら再度お伺ひいたしたいと思います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、定例会につきましてはこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記